

第7回岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門委員会会議概要

- 1 日 時 平成15年12月1日(月) 午前9時32分～午前11時3分
- 2 場 所 岡山市役所 本庁舎3階 第3会議室
- 3 出席者
委 員：奥田節夫委員長、真鍋恵美副委員長、兼松久和委員、蜂谷弘美委員、
平松掟委員、福田好子委員、横田康子委員
岡山市：井口助役、小林環境局長、井上下水道局長、守屋環境事業部長、河内経営総務部長、渡辺建設部長、渡辺事業管理課長、成石事業管理課主幹、三宅事業管理課長補佐、小寺総務法制課員、その他関係部局職員
- 4 事務局 保崎環境総務課長、多田環境総務課長代理、岩本環境総務課主事
- 5 傍聴者 6人
- 6 会議の概要

(1) 開 会

冒頭、奥田委員長から傍聴者の傍聴許可について提案がなされ、了承され、傍聴者が入室し、議事に入る。

(2) 議 事

1. 合理化事業計画(案)について(その1)

岡山市当局から、「合理化事業計画(案)の項目番号1～7」(資料1)に基づいて、合理化事業の目的、し尿処理業務の経緯等の説明がなされ、関連して「合理化事業計画(案)の別表1」(資料1)に基づいて 合理化事業の対象業者 について説明がなされ、「合理化事業計画(案)の別表2」(資料1)に基づいて 市域の下水道整備見通し及びし尿収集量の推移の予測 の説明、「合理化事業計画(案)の別表3」(資料1)に基づいて 市域全体のし尿収集量の推移予測に伴う収集車両台数の推移予測 の説明がなされた。また、「各社し尿収集量の推移の予測と車両数の設定」(資料2)に基づいて 各社ごとのし尿収集量の推移見通しと減車台数の見込み が示された。

委 員：直営はどのような地域を担当しているのか。

岡山市：第1事業所が児島半島や旧市内の一部を、また、西大寺支所衛生課が西大寺の一部を受け持っている。

委員：収集車両の形式はどの社もだいたい同じか。

岡山市：直営は基本的には1.8キロリットル車（いわゆる2トン車）で、業者は2.7キロリットル車（3トン車）を基本としている。

【平成11年の減車勧告と暫定減車の経緯について】

委員：平成11年の減車は、どこどこが減らしたのか。

岡山市：14台減車勧告したが、減車したのは衛生センターが1台、イオスが3台。

委員：それはどういう理由か。

岡山市：業者の側としては、代替業務が減車に見合うだけ出ていない、ということ。

委員：具体的な数字は？いくら足りないから4台の減車になったのか。

岡山市：1台いくらという基準が示されていなかったなので、議論がかみ合わなかった。

委員：14台の減車勧告の根拠は？

岡山市：1台当たりの年間収集量を2,327キロリットルと設定して、当時の収集量から割り出して36台あれば足りると考えて、14台の減車勧告を行った。

委員：それに対する回答は？

岡山市：代替業務が、勧告通り減車するまでには至っていないという内容だった。

委員：その回答に対して市の対応は？

岡山市：どういう対応をとったか把握していない。

委員：計算上の減車台数には合理的な根拠があるけれど、それを廃車するに当たっては代替業務が少ない、ということか。

岡山市：1台当たりの代替業務量が足りないと言われても、いくら足りないのかという基準をその当時は明確にできなかった。

委員：その後、市はどうしたのか。

岡山市：適正台数にまで減車させていくための協議を行ってきた。

委員：業者は当時、何らかの金額的な根拠を持っていたのではないか。それで14台の勧告に対して4台にとどまったのではないか。市は把握していないのか。

岡山市：把握していない。

委員：結局、業者側の言い分は、固液分離と中継輸送あわせて30億円が代替業務ではないから足りない、ということではないのか。

岡山市：平成11年当時の減車は個別業者に提供していた代替業務をもとに清算するという話であり、議論のある固液分離業務等の環境整備協会に提供した代替業務は、もともと区域調整の原資に充てるという目的のものだから別枠の話だ。

委員：個別業者に出された代替業務だけでみると、たとえば12億円で3台減車だから1台4億円くらいの額を業者は念頭に置いていたのではないか。

岡山市：どのような思いがあったのかわからないが、その辺りの基準がないということで、「暫定」減車という言葉を使っている。

委員：では、環境整備協会に出された代替業務の扱いはどうしたのか。

岡山市：協会の分をどうするかということまで話が進んでいなかった。

2. 合理化事業計画（案）について（その2）

岡山市当局から、「合理化事業計画（案）の項目番号8」（資料1）に基づいて、合理化事業の内容 について説明がなされ、関連して「1台当たりの減車支援額の算定」（資料3）に基づいて 減車支援額の算定基準 について説明がなされた。

委員：平成11年に14台の減車勧告がなされたのに4台の暫定減車しかなされず、そのまま今日に至っている。今後はこのようなことはないということを約束していただきたい。

岡山市：今回ははっきりした計画をつくり、協会とも真摯な議論をして両者の了解のもとに進めていきたい。

委員：平成15年度末の許可更新に当たり、11台から14台の減車をするということだが、これに対しては、これまで提供してきた代替業務をもって充てるのか。

岡山市：まず平成16年度以降の合理化事業計画を立て、この計画ができた後で、過去の清算の枠組みの中で、これまでの代替業務と減車台数が見合ったものかどうかを議論する。

委員：営業権補償のところだが、利益率について各業者から明確な数字が出ないとはっきりしたことが言えないのではないか。

岡山市：前回の基本方針の中で、どの業者も一律平等に支援するとしており、各業者ごとの利益率ではまとまらないので、市が検討する利益率で一律に、と考えている。

3. その他

平成15年11月18日に市長に提出された委員会の論点整理報告の指摘に対して、環境整備協会の反論として、何が代替業務であるかについての裏付けを提出したいということで、「協会が否定する代替業務（一覧表）」が提出されたことについて、事務局から説明がなされた。

委員：協会が否定するこれらの代替業務について、市の認識はどうか。

岡山市：主なものはやはり固液分離業務と中継輸送業務であり、これらについては今後、過去の清算の議論の中で説明したい。

委員：過去の清算の話にかかわることはもちろんだが、来年度以降、どれだけの代替業務を提供するかという議論のときにも問題になるのではないか。今までの経緯があるということだが、市は、来年度以降に出される代替業務に固液分離業務と中継輸送業務を入れるという認識か。

岡山市：代替業務に入ると考えている。

委員：両者署名して確認してほしい。

(3) 開 会

事務局から次回の予定（ 1 2 月 2 5 日午前 9 時 3 0 分から市役所本庁舎 3 階第 3 会議室で開催の予定）を説明し、閉会。